

科研費 ハンドブック

～より有効に使っていただくために～

（研究者用）

2017年度版



平成29年6月

文部科学省研究振興局
独立行政法人日本学術振興会

まえがき

このハンドブックは、科研費による研究を行っている方、これから科研費に応募しようとしている方など、主に研究者の方々を対象として、科研費についての基本的な内容を分かりやすく解説したものです。

科研費への理解を深めていただき、より有効に使っていただくために、このハンドブックに必ず目を通してください。

科研費は国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費による研究を行っている方は、文部科学省・日本学術振興会が定めるルール及び各研究機関が定めるルールを遵守し、科研費の公正かつ効率的な使用に努めてください。

科研費ハンドブック目次

【はじめに】

- 1. 科研費とは？ 1
- 2. 科研費のルールは？ 3
- 3. 年間スケジュールは？ 4

【応募するとき】

- 4. 応募資格は？ 5
- 5. 応募時に注意することは？ 6
- 6. 審査は？ 8

【科研費で研究を行うとき】

- 7. 研究費はいつから使えるのか？ 9
- 8. 機関管理とは？ 10
- 9. 直接経費は何に使えるのか？ 11
- 10. 間接経費とは？ 13
- 11. 研究計画の変更は？ 14
- 12. 「補助金分」の使い方は？ 16
- 13. 「基金分」の使い方は？ 17
- 14. 研究期間中の評価は？ 18
- 15. 研究実績や成果の報告は？ 19
- 16. ルールに違反したら？ 23
- 17. 人権の保護及び法令等の遵守 25

【科研費改革について】

- 18. 科研費改革の動向について 26

1. 科研費とは？

人文学、社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「**学術研究**」
（大学等の研究者の自由な発想に基づく研究）を
対象とした唯一の「競争的資金」です

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置づけ＞



○科研費の「研究種目」一覧

研究内容や規模などに応じて様々なカテゴリー（研究種目）を設定しています

平成29年4月現在

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果が期待される1人又は比較的小人数の研究者で行う研究（期間3～5年、1課題5億円程度を応募総額の上限の目安とするが、上限、下限とも制限は設けない）
新学術領域研究	（研究領域提案型） 多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる（期間5年、1領域単年度当たり1,000万円～3億円程度を原則とする）
基盤研究	（S）1人又は比較的小人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 （期間原則5年、1課題5,000万円以上2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （期間3～5年）（A）2,000万円以上5,000万円以下 （応募総額によりA・B・Cに区分）（B）500万円以上2,000万円以下 （C）500万円以下
挑戦的萌芽研究	1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間1～3年、1課題500万円以下）
挑戦的研究	（開拓）（萌芽） 1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする。 （開拓）3～6年間500万円以上2,000万円以下 （萌芽）2～3年間500万円以下
若手研究	（A）（B）39歳以下の研究者が1人で行う研究 （期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分）（A）500万円以上3,000万円以下 （B）500万円以下
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究（期間2年以内、単年度当たり150万円以下）
奨励研究	教育・研究機関の教職員、企業の職員、それ以外の者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が1人で行う研究（期間1年、1課題10万円以上100万円以下）
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成
研究成果公開促進費	
研究成果公开发表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
国際情報発信強化	学会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間3年以内）
国際共同研究加速基金	
国際共同研究強化	科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究（1,200万円以下）
国際活動支援班	新学術領域研究における国際活動への支援（領域の設定期間、単年度当たり1,500万円以下）
帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（期間3年以内、5,000万円以下）
特設分野研究基金	最新の学術動向を踏まえ、基盤研究（B）、（C）に特設分野を設定（応募年度により応募可能な研究期間が異なる。）

※挑戦的萌芽研究の新規募集は行っていません。

2. 科研費のルールは？

「応募ルール」、「評価ルール」、「使用ルール」の3つがあります
それぞれのルールを遵守してください

○**応募ルール**：応募資格など、応募に関するルールです
(「公募要領」の内容)

○**評価ルール**：事前評価（審査）、中間・事後評価、研究進捗評価に関するルールです
(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」等の内容)

○**使用ルール**：交付された科研費の使用に関するルールです
(交付決定時の「補助条件」や「交付条件」の内容)

- ・「補助金」により措置される種目と「基金」により措置される種目では使用ルールが異なることがありますので、「補助条件」（補助金種目）や「交付条件」（基金種目）など、対象となるルールをよく確認してください。
- ・「応募・評価・使用ルール」や科研費FAQは科研費ホームページでご覧いただけます。
文部科学省：
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm
日本学術振興会：
<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
- ・科研費のルールについて不明な点があれば、研究機関を通じて文部科学省・日本学術振興会にお問い合わせください。

○**科学研究費助成事業にかかるご意見・ご要望の窓口が日本学術振興会のHPIに開設されていますので、ご意見・ご要望があれば、以下のURLにアクセスして提出してください。**
https://www.jsps.go.jp/j-iken_youbou/index01.html

※競争的資金にかかるご意見・ご要望の窓口が内閣府に開設されています。競争的資金全般の使い勝手の改善のためのご意見・ご要望は、以下のURLにアクセスしてください。
<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0098.html>

3. 年間スケジュールは？

できるだけ早く研究を開始できるよう、応募・審査などが行われています

○研究費を切れ目なく使用できるよう、4月当初の交付内定を目指して審査を行っています

(例)「基盤研究(A)、(B)、(C)」、「若手研究(A)、(B)」の、公募から交付決定までのスケジュール【平成29年度】

- ・ 公募の開始 前年度の 9月1日
- ・ 応募の締切 前年度の11月7日
- ・ 審査期間 前年度の12月上旬 ～ 3月中旬
- ・ 交付の内定 4月1日
- ・ 交付の決定 6月下旬

※研究費は交付の内定通知以降使用可能です。

○「研究活動スタート支援」は、前年度の9月～11月の応募時期に応募できなかった研究を支援するため、公募・審査の時期を別途設定しています

「研究活動スタート支援」のスケジュール【平成29年度】

- ・ 公募の開始 前年度の3月1日
- ・ 応募の締切 5月9日



4. 応募資格は？

応募するためには、下記の①及び②を満たしていることが必要です

①応募時点において、研究機関に所属し、次の要件をすべて満たしていること

所属する研究機関（※）から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）において、「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

〈要件〉

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

（上記要件を満たすための条件や判断基準が、所属研究機関の関連規程や個別契約等により別途定められている場合がありますので、必要に応じて所属研究機関にご確認ください。）

（※）科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

②科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、その年度に「交付の対象としないこと」とされていないこと

※「奨励研究」や「研究活動スタート支援」など、応募資格等が異なる研究種目もありますので、応募に当たっては公募要領をよく確認してください。

5. 応募時に注意することは？

毎年改定される「公募要領」の内容をよく確認してください

○次の3点については、応募の前に必ず行ってください

①応募資格の確認（P5「4. 応募資格は？」参照）

②研究者情報登録の確認

- ・研究者情報の登録や登録されている研究者情報の修正に係る手続は研究機関がe-Radにより行うため、登録や修正の手続の詳細については、所属する研究機関の担当者に確認してください。

③e-RadのID・パスワードの取得

- ・所属する研究機関から、ID・パスワードが付与されます。

○応募の際には、特に次の点に注意してください

※応募書類を電子申請システムを通じて日本学術振興会に提出した後の訂正、再提出はできません

- ・複数の研究計画を応募する場合の不合理な重複・過度の集中や重複応募の制限
- ・応募情報の入力もれ、誤入力
- ・応募書類の様式の改変は不可
- ・研究組織に研究分担者を加える場合には、必ず本人の意思を確認のうえ「研究分担者承諾書」を徴し、保管

研究組織を構成する「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」、「研究協力者」の定義は次のとおりです

○研究代表者（補助事業者）

補助事業の遂行に当たってすべての責任を持つ者

○研究分担者（補助事業者）

「研究代表者」とともに補助事業の遂行に責任を負う者
「研究代表者」から分担金の配分を受け、自らの裁量で研究費を使用することができる

○連携研究者（補助事業者ではない）

「研究代表者」から分担金の配分を受けないが研究組織の一員として研究に参画する者

- ・「研究分担者」及び「連携研究者」になるためには、応募資格（P5「4. 応募資格は？」参照）を満たす必要があります。
- ・「研究分担者」と「連携研究者」の違いは、科研費制度上の位置付けの違いであって、研究活動における役割の重要性は同じです。

○研究協力者（補助事業者ではない）

研究課題の遂行に当たって協力を行う者

- ・応募資格がない者であっても「研究協力者」になることができます。
- ・「研究協力者」は、「連携研究者」と同様、科研費を主体的に使用することはできません。

6. 審査は？

質の高い優れた研究課題を選定するため、研究者のピアレビュー（※）による審査が行われています

（※）ピアレビュー：同業者（peer）が審査すること（review）で、科研費においては、学術研究の場で切磋琢磨し「知の創造」の最前線を知る研究者が審査、評価を行っています。

○審査にはのべ7,000名以上の研究者が関与

- ・公正で優れた審査委員を選考するため、日本学術振興会では、科研費に採択された研究者を中心に構成する「審査委員候補者データベース（登録者数約92,000名）」を活用しています。

※科研費の審査は、研究者の方々の協力によって支えられています。

○審査終了後には、科研費ホームページにおいて審査委員の氏名等を公開

○不合理な重複・過度の集中の排除

- ・審査の過程において競争的資金の不合理な重複や過度の集中が認められた場合には、採択しないことがあります。

○不採択となった研究課題の審査結果の開示

- ・基盤研究、若手研究などの場合、第1段審査結果について、電子申請システムにより、おおよその順位（A・B・C）、評定要素ごとの審査結果及び「定型所見」などを開示しています。
- ・特別推進研究、新学術領域研究などの場合、上記に加えて審査結果の所見を開示しています。

○審査の検証

- ・審査終了後、審査の検証・分析を行い、不適切と思われる審査を行っていた審査委員には、次年度の審査を依頼しないなど、審査が公正に行われるようにしています。

○審査方針・基準の公開

- ・審査に関する情報は、文部科学省、日本学術振興会の科研費ホームページでご覧いただけます。

文部科学省： http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

日本学術振興会： <http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

7. 研究費はいつから使えるのか？

科研費は、初年度の内定通知から最終年度の終わりまで、途切れることなく使用できます

項目	補助金分	基金分
研究開始 (内定通知) (注1、2)	新規課題: 4月1日 (一部の種目の新規課題を除く)	
	継続課題: 4月1日	継続課題: 研究期間中であれば、年度の区切りにとられない
研究費交付 (注2) (送金時期)	前期分: 7月頃※ 後期分: 10月頃 ※基金分の2年度目以降は、年度当初に前期分を送金	
研究に必要な物品の納品や役務の提供などの期限	各年度の3月31日	研究期間内であれば、年度を超えた使用が可能
	※詳細は、所属の研究機関にお尋ねください。	
その他	補助事業期間終了後に未使用額が生じている場合は、その分を返還すること※ ※未使用額の返還により、その後の科研費の審査に不利益が生じることはありません	

(注1) 内定通知日以降であれば、科研費の送金・受領前であっても必要な契約等(物品の購入、研究協力者の雇用等)を行い、実際の研究活動を始めることができます。

(注2) 国際共同研究加速基金においては、上記と異なり、以下の取扱いとなります。

- ・国際共同研究加速基金(国際共同研究強化、帰国発展研究)の新規課題の場合、研究を開始することができるのは、内定通知日からではなく、研究機関が交付申請書を提出した日からとなりますので注意してください。
- ・国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)は、交付決定後一括して送金します。

8. 機関管理とは？

科研費の管理や諸手続は、すべて研究機関が行うこととしています

＜研究機関による管理を行う理由＞

①研究者の負担を軽減するためです

- ・研究者は研究に専念することができます。

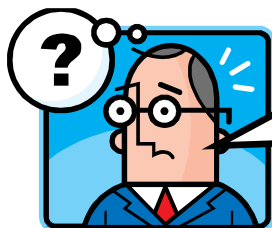


②意図せぬルール違反を防止するためです

- ・経理事務等に精通していない研究者による「うっかりミス」を防止することができます。

○研究費の使用に際しては、
使用ルールである「補助条件」「交付条件」や
所属する研究機関が定める会計ルールに従って
ください

- ・物品の調達等について以下のような不明な点があれば、研究機関の科研費の管理担当者等に相談してください。



✓教員発注は認められているのか？
✓納品検収の方法は？
✓支払方法は前払いか？
それとも完了払いか？ etc...

9. 直接経費は何に使えるのか？

直接経費は、補助事業である研究課題の遂行に必要な経費(物品の購入費、旅費、人件費・謝金、その他の経費)について、幅広く使用することができます

○直接経費は「研究課題の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）」について広く使用することができますが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に関する判断や使途に関する説明責任を負うことになります

また、研究費の使用に当たっては、当然のことですが、当該経費の支出が科学研究のために交付されている直接経費から支出することが社会通念に照らし妥当であるか、直接経費の使用の優先度として適当か、といった点も考慮してください。

なお、上記は改めてルールを定めるものではありません。

※ これまでも、科研費の直接経費については、「研究課題の遂行に必要な経費」について、幅広く使用することができる旨、科研費ハンドブック等において明記しているところです。しかし、近年、研究者から、各研究機関が研究費の管理・使用等に関して設定している独自のルールや個別の使途についての質問や改善要望が寄せられるため、改めて科研費の直接経費の執行についての考え方を示すものです。

○直接経費は、幅広く使用できますが、支出が認められない経費は、以下のものがあり、使用ルールで明記するなど注意喚起しています

- ・ 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く）
- ・ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ・ その他、間接経費を使用することが適切なもの

他の経費との合算使用や設備の共用化等の取組を通じて、科研費の効果的・効率的使用に努めてください

○直接経費に他の経費（使途の制限のある経費を除く）を加えて補助事業に使用することもできます

○他の経費との使用区分を明らかにした上で、他の用途にも使用する1個の消耗品を購入することもできます

○他の経費との使用区分を明らかにした上で、他の用務と組み合わせて1回の出張の費用として使用することもできます

○設備の共用化を図ることもできます

- ・ 科研費同士の合算だけでなく、合算して設備を購入することが可能な研究費制度（※以下URL参照）の経費を直接経費に加えて共用化する設備を購入することもできます。

（※「複数研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1337578.htm）

（例：科研費同士の合算イメージ）



○科研費で購入した設備については、その研究に支障がない限り、別の研究でも使用することができます

10. 間接経費とは？

科研費の交付を受けた研究活動を支援するとともに、研究環境を整備するための研究機関向けの資金です

○間接経費は、直接経費に対して一定比率で交付される研究機関のための経費です

- ・ 直接経費とは別に、直接経費の30%相当額が間接経費として措置されます。

○競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することとされています

<間接経費の使用例>

- ・ 人件費（研究代表者・研究分担者の人件費として使うことも、禁止されていません）
- ・ 設備の共用のための技術職員の配置、共用設備の整備
- ・ 施設費（整備費、管理費など）
- ・ 設備費（購入費、運用経費など）
- ・ 図書館費（施設整備費、維持費、管理のための経費）
- ・ 共用して使用するコピー機・プリンタなどの消耗品費
- ・ 研究の広報活動費
- ・ 競争的資金に関する管理事務の必要経費
- ・ 特許出願費用、弁理士費用、審査請求費用など

1 1. 研究計画の変更は？

研究の進展に応じ、次のような変更を自由に行えます（日本学術振興会への申請又は届出は不要）

○直接経費の使用内訳の変更（総額の50%の範囲内）

- ・各費目（物品費、旅費、人件費・謝金、その他）のそれぞれについて、直接経費の総額（※）の50%（直接経費の総額の50%が300万円以下の場合は、300万円まで）の範囲内で、自由に変更できます。

※ 補助金分 : 年度毎の交付決定額

基金分 : 複数年度にわたる研究期間全体の交付決定額

一部基金分 : 交付申請書等に記載の各年度の補助事業に要する経費

○交付申請書に記載された次の事項の変更

- ・「役割分担等」、「直接経費（分担金の研究者別内訳）」（分担金の額の変更）、「研究実施計画」、「主要な物品の内訳」等

※研究活動は研究の進展に伴って変化する性格のものですから、上記の変更については研究者や研究機関の判断に委ねられていますが、あくまで当初の研究目的を達成するために効果的に研究を行う観点から適切に判断していただくことが大切です。



次のことについても、手順を経て変更を行えます
(日本学術振興会への申請又は届出が**必要**)

○直接経費の使用内訳の大幅な変更

- ・各費目の額を、直接経費の総額（※）の50%（直接経費の総額の50%が300万円以下の場合は、300万円）を超えて変更しようとする場合は事前に手続が必要です。

※ 補助金分 : 年度毎の交付決定額

基金分 : 複数年度にわたる研究期間全体の交付決定額

一部基金分 : 交付申請書等に記載の各年度の補助事業に要する経費

○研究分担者の追加・削除

- ・例えば、同じ研究組織に参画していて「研究分担者」から「連携研究者」に変更しようとする場合は「研究分担者の削除」に該当しますので、注意してください。

○育児休業等による研究期間の延長

○「研究代表者」の所属研究機関変更

- ・ただし、科研費の対象となる研究機関以外へ変更する場合、科研費による研究継続は認められません。

○補助事業期間の延長※

- ・基金分の種目（一部基金種目の基金分を含む）は、最終年度に事前に補助事業延長承認手続を行うことにより、1年間補助事業期間を延長できます。（補助金種目の場合には、繰越申請手続が必要です。）

※国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）については、交付申請した日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業期間を延長することができます。

1 2. 「補助金分」の使い方は？

年度ごとに交付決定されるため、年度ごとに研究費を使用する必要があります。一定要件を満たす場合には、前倒し使用や翌年度における使用などができます

○補助金分は、研究期間が複数年度にわたっていても、年度ごとに当該年度分の研究費についてのみ交付内定・交付決定を行います

○交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により研究の完了が見込めない場合、手続きの上、研究費を翌年度に繰越して使用することができます

- ・「繰越」についての詳細は以下のホームページでご覧いただけます。

文部科学省：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1299857.htm

日本学術振興会：

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#kurikoshi

○「調整金」を活用することにより、「補助金分」の前倒し使用や一定要件を満たす場合の次年度使用が可能です

- ・「調整金」についての詳細は以下のホームページでご覧いただけます。

文部科学省：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1330870.htm

日本学術振興会：

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#tyousei

13. 「基金分」の使い方は？

複数年で交付決定されるため、研究の進捗に合わせて、年度の区切りにとらわれずに研究費を使用できます

○基金分は、複数年度の研究費が一括して予算措置されるため、初年度に、複数年度にわたる研究期間全体の研究費について交付内定・交付決定を行います

○研究の進捗に合わせた研究費の前倒し使用が可能です

○事前の手続なく、補助事業期間内での研究費次年度使用が可能です

○補助事業期間内での、年度をまたぐ物品の調達が可能です

平成29年4月現在、基金から措置されている種目等は以下のとおりです。

基金	・基盤研究(C) ・挑戦的研究(萌芽) ・若手研究(B) ・基盤研究(B) (H27年度以降に採択された「特設分野研究」の研究課題) ・挑戦的萌芽研究(H23年度～H28年度に採択された研究課題) ・特別研究促進費(H29年度に採択された研究課題) ・国際共同研究加速基金(国際共同研究強化、帰国発展研究) ・国際共同研究加速基金(国際活動支援班)(H28年度以前に採択された研究課題)
一部基金	・基盤研究(B) ・若手研究(A) (H24年度～H26年度に新規で採択された研究課題のうち、直接経費の総額が500万円以下の研究課題を除いた課題)

1 4 . 研究期間中の評価は？

自己評価の実施や第三者による評価を受けることで、これまで行ってきた研究の見直しや新たな研究の発展につなげることができます

○全ての研究課題について、
毎年度終了後（研究実績報告書等作成時）に
「自己評価」を行っていただきます

○特別推進研究、基盤研究（S）については、
研究期間の最終年度の前年度に書面又は
ヒアリング等により「研究進捗評価」を行います

- ・特別推進研究については、研究期間終了から
5年間経過した後、さらに、「追跡評価」を書面
により行います

○新学術領域研究は、ヒアリング等
により、研究領域設定後3年目に
「中間評価」、研究期間終了後に
「事後評価」を行います



○上記の「自己評価」、「研究進捗評価」、
「追跡評価」、「中間評価」及び「事後評価」
の結果は、「科学研究費助成事業データベース
（KAKEN）」を通じて公開されます

15. 研究実績や成果の報告は？

研究実績や成果を報告し公開することは、研究成果の社会における活用を促進し、科研費制度について国民の理解を深める上で重要です
ご協力をお願いします

○「実績報告」を行う義務があります

- ・研究を完了したときや、年度が終了したとき（繰越しが認められた場合）には、所定の様式により実績報告を行ってください。
- ・基金分の科研費については、年度ごとの報告として実施状況を報告していただき、研究期間終了後に実績報告を行っていただきます。

○「研究成果の報告」も行う義務があります

- ・研究期間が終了したときには、「研究成果報告書」を提出してください。

○ 提出された「研究実績報告書」、「研究実施状況報告書」及び「研究成果報告書」は、国立情報学研究所の「科学研究費助成事業データベース（KAKEN）」を通じて公開されます

科学研究費助成事業データベース（KAKEN）は、国立情報学研究所が文部科学省、日本学術振興会と協力して作成・公開しているデータベースです

○KAKENには、次の情報が収録され、広く一般に公開・利用されています

KAKEN 科学研究費 助成事業データベース

科学研究費助成事業データベースは、文部科学省および日本学術振興会が交付する科学研究費助成事業により行われた研究の当初採択時のデータ(採択課題)、研究成果の概要(研究実施状況報告書、研究業績報告書、研究成果報告書概要)、研究成果報告書及び自己評価報告書を収録したデータベースです。科学研究費助成事業は全ての学問領域にわたって幅広く交付されていますので、本データベースにより、我が国における全分野の最新の研究情報について検索することができます。

[▼ 詳細検索](#)

国立情報学研究所 科学研究費助成事業データベース（KAKEN）
<https://kaken.nii.ac.jp>

○採択課題情報

（「研究課題名」、「研究種目」、「研究者氏名」、「所属研究機関」、「研究組織情報」、「研究概要」、「審査結果の所見」、「配分額」等の情報を公開）

○評価情報

（「自己評価報告書」、「中間評価」、「研究進捗評価」、「追跡評価の結果」、「事後評価」等をPDFで公開）

○研究成果情報

（「研究成果報告書」等をPDFで公開）

※KAKENを通じて公開されている情報は、政府標準利用規約に準拠して、広く一般に利用されます。

研究成果を発表したら、科研費により得た研究成果であることを必ず表示してください（謝辞を忘れずに）

○科研費により得た研究成果を発表する場合は、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください

○Acknowledgment（謝辞）に、科研費により助成を受けた旨を記載する場合には「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」（「JSPS科研費JP8桁の課題番号」）を必ず含めてください

この記載方法を必ず守ってください。

○Acknowledgment（謝辞）の記載例は次のとおりです

・論文に関する科研費が一つの場合（課題番号「17K45678」）

【英文】

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP17K45678.

【和文】

本研究はJSPS科研費 JP17K45678の助成を受けたものです。

・論文に関する科研費が複数（三つ）の場合
（課題番号「xxxxxxxx」 「yyyyyyyy」 「zzzzzzzz」 ）

【英文】

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JPxxxxxxxx, JPyyyyyyyy, JPzzzzzzzz.

【和文】

本研究はJSPS科研費 JPxxxxxxxx, JPyyyyyyyy, JPzzzzzzzzの助成を受けたものです。

※科研費の各研究種目の英語名称は、以下のURLをご確認ください。

日本学術振興会：

https://www.jps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/01_shumoku/index.html

○科研費論文のオープンアクセス化への取組

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

日本学術振興会（実施方針）：

https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

○研究者情報のresearchmapへの登録について

researchmap（旧称 Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができます。さらに、政府全体でも更に活用していくこととされておりますので、researchmapへの研究者情報の登録をお願いします。

○科研費による研究成果を学会やシンポジウム等において公表されるときには、「科学研究費助成事業ロゴタイプ」を積極的に使用してください

科学研究費助成事業ロゴタイプ



ロゴタイプは以下のホームページからダウンロードできます。

文部科学省

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1321563.htm

日本学術振興会

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/07_kakenhilogo/index_kakenhi_logo.html

16. ルールに違反したら？

ルールに従って正しく使用しないと、科研費の交付制限や返還、応募制限のペナルティ、刑事罰が科せられることがあります

◆不正受給：

別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の申請を行うなど、偽りその他不正な手段により研究費を受給すること

- ・研究費の返還：全額の返還
- ・応募資格の停止：5年（受給した本人・それを共謀した者）

◆不正使用：

架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと

- ・研究費の返還：一部又は全部の返還
- ・応募資格の停止：1～10年（不正使用した本人・それを共謀した者・不正使用された研究費の管理責任者）

◆不正行為：

発表された研究成果において示されたデータ等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

- ・研究費の返還：一部又は全部の返還
- ・応募資格の停止：1～10年（不正行為に関与したと認定された本人・不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者）

- ・上記の場合全てにおいて、既に採択されている課題も交付が停止され、分担金を配分されている研究分担者についても、その分担金の配分を受けることができなくなります。
- ・また、原則、不正が認定された研究者の氏名を含む不正の概要を公表します。
- ・併せて、科研費以外の競争的資金等においても応募・参画が制限されることがあります。

○研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講等

科研費により研究を実施する研究代表者及び研究分担者は、研究機関が実施する研究倫理教育やコンプライアンス教育の受講等により、研究者等に求められる倫理規範等を修得した上で、研究活動を実施してください。

○研究倫理教育の受講等の確認について

研究代表者及び研究分担者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、交付申請時に科研費電子申請システムで確認をしています。研究倫理教育の受講等に当たっては、研究機関の研究倫理教育の受講等の方針に従ってください。

なお、日本学術振興会では、研究倫理教育教材として「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（Green Book）や、「Green Book」をもとにしたe-learning「研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）」を提供していますので、適宜活用してください。

日本学術振興会：

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

**不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、
学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。
公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の
下に研究活動に従事することが重要です。**

17. 人権の保護及び法令等の遵守

研究内容によっては、文部科学省等関係府省庁等により、以下のような法令や指針等により必要な手続きが定められている場合がありますので、留意してください。

研究計画に含まれる研究内容	関係法令及び指針等
ヒトゲノム・遺伝子解析研究	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
人を対象とする医学系研究	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針
特定胚の取扱いを含む研究	○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 ○特定胚の取扱いに関する指針
○ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究 ○ヒトiPS細胞等からの生殖細胞の作成を含む研究計画	○ヒトES細胞の樹立に関する指針 ○ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針 ○ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針
生殖補助医療研究医療研究	ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針
○遺伝子治療等臨床研究 ○遺伝子組換え実験を含む研究	○遺伝子治療等臨床研究に関する指針 ○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）等
病原体等を使用する研究を含む研究計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
動物実験を含む研究	研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
海外の生物サンプルの採取、持ち込み、購入や受取を含む研究	遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分に関する指針 等
非居住者若しくは外国への提供が規制されている技術の提供又は貨物の輸出を含む研究	外国為替及び外国貿易法 等

上記以外にも、研究内容によって法令や指針等が定められている場合がありますので、留意してください。

18. 科研費改革の動向について

○科研費審査システム改革2018について

審査の質を高め、より独創的な研究を振興することを目指し、平成30年度助成（平成29年9月公募予定）から、新たな「審査区分表」と「審査方式」を導入します。

- ・ 現行の「系・分野・分科・細目表」を廃止し、「小区分」、「中区分」、「大区分」で構成される新たな「審査区分表」で審査を行います。
- ・ 現行の書面審査と合議審査とを異なる審査委員が実施する2段階審査方式から、書面審査と合議審査とを同じ審査委員が実施する総合審査方式と、同じ審査委員が書面審査を2回行う2段階書面審査とを導入します（研究種目によって異なる審査方式となります）。

詳細は以下のURLをご確認ください。

文部科学省：「科研費改革の動向」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1362786.htm

「科研費審査システム改革2018」の概要

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、
多様かつ独創的な学術研究を振興する

現行の審査システム（平成29年度助成）

**最大400余の細目等で
公募・審査**

細目数は321、応募件数が最大の「基盤研究（C）」はキーワードによりさらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究（S）
基盤研究（A）
基盤研究（B）
基盤研究（C）
若手研究（A）
若手研究（B）

- ・ ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・ 書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的研究」を公募・選出し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用するとともに「総合審査」を先行実施。

新たな審査システムへ移行

新たな審査区分と審査方式 平成30年度助成（平成29年9月公募予定）～

「分科細目表」を廃止

大区分（11）で公募・審査
中区分を複数集めた審査区分

基盤研究（S）

中区分（65）で公募・審査
小区分を複数集めた審査区分

基盤研究（A）
挑戦的研究

小区分（306）で公募・審査
これまで醸成されてきた多様な学術に対応する審査区分

基盤研究（B）
基盤研究（C）
若手研究

「総合審査」方式—より多角的に—
個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。
※基盤研究（S）については、「審査意見書」を適用。

- ・ 特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- ・ 改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

「2段階書面審査」方式—より効率的に—
同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたって書面審査を実施し、採否を決定。

- ・ 他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- ・ 会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注）人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

○研究種目の見直しについて

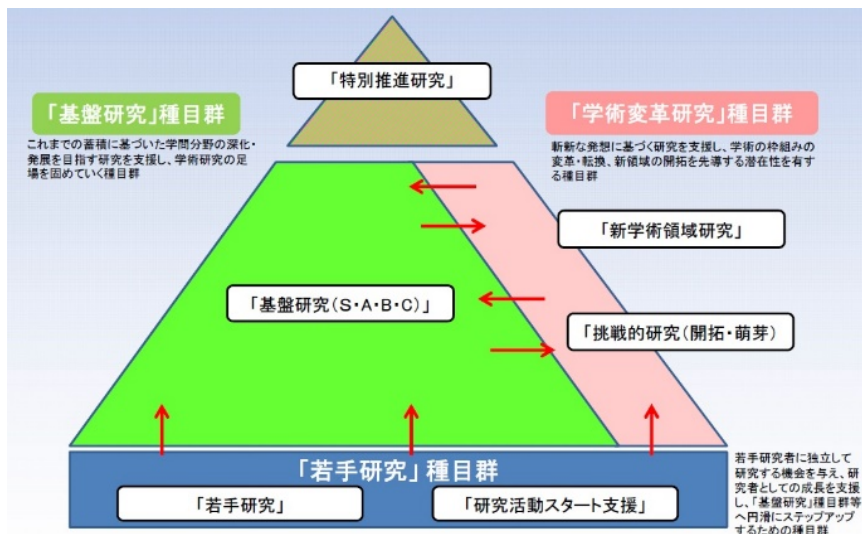
平成30年度助成（平成29年9月公募予定）から「基盤研究」種目群を基幹としつつ、相補的な「学術変革研究」種目群等を再編・強化し、新たな体系とします。

- ・「基盤研究」種目群
これまでの蓄積に基づいた学問分野の深化・発展を目指す研究を支援し、学術研究の足場を固めていく種目群
- ・「学術変革研究」種目群
斬新な発想に基づく研究を支援し、学術の枠組みの変革・転換、新領域の開拓を先導する潜在性を有する種目群
- ・「若手研究」種目群
若手研究者に独立して研究する機会を与え、研究者としての成長を支援し、「基盤研究」種目群等へ円滑にステップアップするための種目群

詳細は以下のURLをご確認ください。

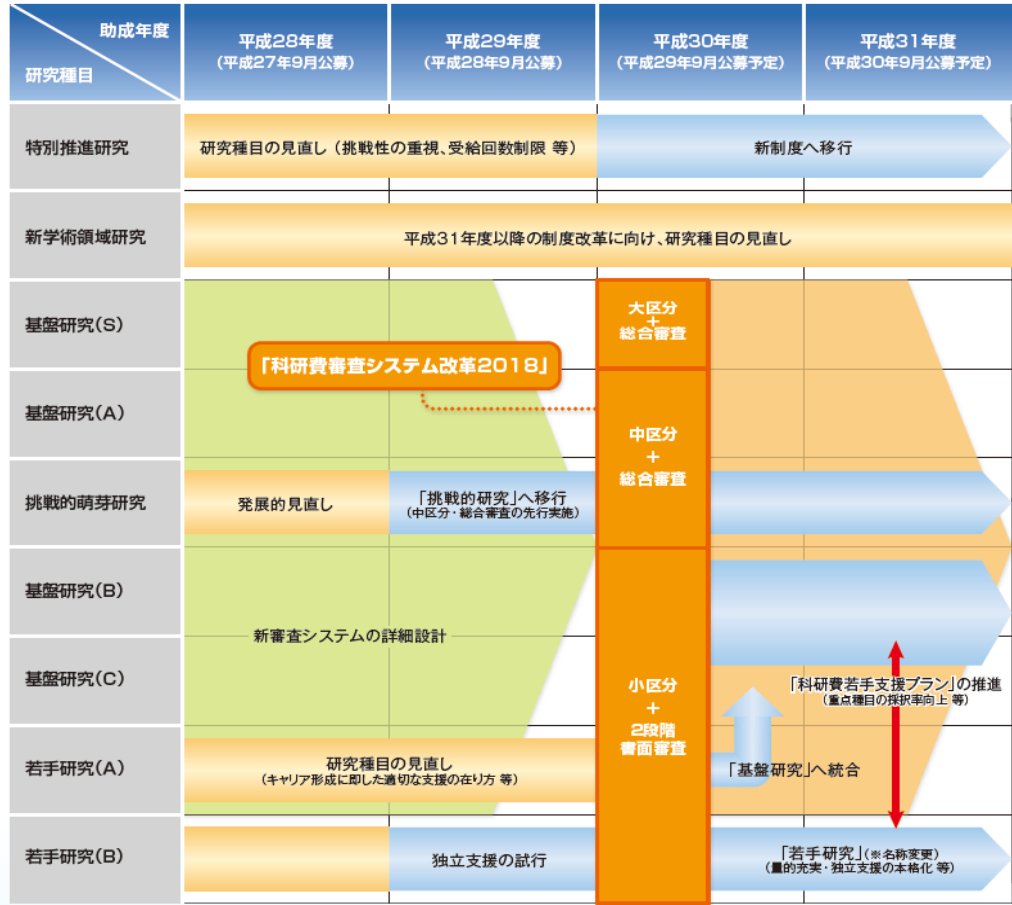
文部科学省：「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu4/037/houkoku/1381248.htm



○科研費改革の見通し（工程表）

科研費改革の見通し－審査システム・研究種目の見直し等－



※人文社会、理工、生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目(「特別推進研究」、「新学術領域研究」)の審査区分は基本的に現行どおり。

問合せ先（原則、研究機関を通じてお問い合わせください。）

文部科学省 研究振興局（学術研究助成課）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111（代）（内線4094,4087,4091）

ホームページアドレス http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

**独立行政法人日本学術振興会 研究事業部（研究助成企画課・
研究助成第一課・研究助成第二課）**

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

電話 03-3263-0964,4796,0976,1431

ホームページアドレス <http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>